## 経済建設委員会行政視察報告

## 視察第3日 奈良県水道局 2023年5月11日(木)

## ●視察先・視察項目

## 奈良県水道局 「県域水道一体化の実現に向けての目指す姿」

## 奈良県域上水道の現状

奈良県全体の市町村数は、39 市町村で奈良県営水道は、昭和42 年に発足し、これまで安定した良質 の水道用水を県内24市町村に供給 してきました。

しかし、近年の水道事業を取り巻く環境は、人口増加の時代から人口減少、さらに節水意識の向上等により水需要の減少へと大きく変化するとともに、昭和時代に急速に整備し



てきた水道施設や管路の老朽化、耐震化対策、技術職員の減少などの課題に直面している。また、近年の豪雨等の大規模な自然災害対策も迫られている。

## <水道局の経営戦略・策定趣旨について>

このような状況を踏まえ、県営水道では、安定的な水道用水供給事業を継続するため、 平成31年3月策定の『新県域水道ビジョン』で示された県営水道と市町村水道の一体化 (※県域水道一体化)の実現を目指し、取り組みの方向性及び施策を具体的に示した経営 戦略を策定している。『新県域水道ビジョン』の示す水道の理想像「持続」「強靭」「安全」 に基づき、安全でおいしい水道水を安価で安心して県民の皆様へ供給することを基本理念 とし、県域水道一本化を目指している。

※県域水道一体化:水道事業が抱える諸課題を解決する手法の一つとして、県及び市町村の広域連携の目指す姿(上水道の事業統合:1事業体で1上水道事業を経営、水道料金統一)

## 1視察目的

奈良県水道局水道事業の広域化について、中期的な視点から経営基盤の強化等に向けて 取り組んでいることについて、取り組みの方向性及び施策の内容及び問題点について。

## 2 視察内容

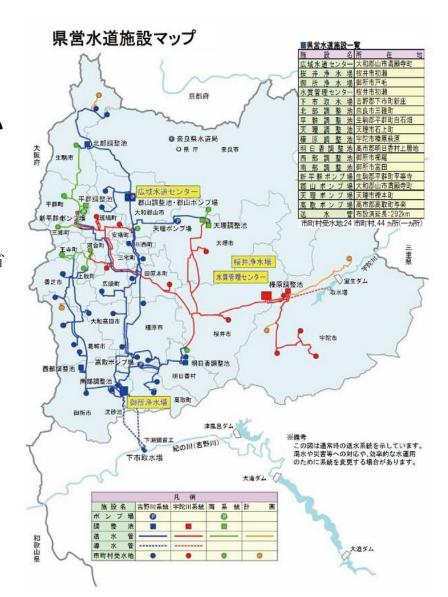
## <事業概要>

給水団体 : 11市12町1村 年間給水量: 81,000千㎡

# <統一に向けた計画期間について>

計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間としている。

「経営戦略策定・改定ガイドライン」(平成31年3月29日付総務省通知)において、中期的な視点から経営基盤の強化等に取り組むことができるように、計画期間は10年以上を基本とするとされていますが、奈良県においては、県営水道と市町村水道を構成員とする企業団を令和6年までに設立し、令和7年までの事業開始に向けた県域水道一本化を進めていることから、県営水道としての経営戦略の計画期間は、令和6年までとしている。



## <地勢の概要>

奈良県全体の市町村数は、

- 39市町村でこのうち、新たな水道企業団の給水エリアは、
- ① 26市町村で1,327㎞(県全体の約4割)
- ② 給水人口は、約92万人(県全体の約7割)
- ③ 職員は、約460人(県全体の水道関係職員の約7割見込み)

## <広域に向けた取り組みについて>

#### ●水道事業等の統合に関する基本協定(令和5年2月1日締結)

令和5年2月1日、第6回奈良県広域水道企業団設立準備協議会において、一体化後の 基本方針である基本計画及び基本協定書の最終案が了承、決定されました。

同日、県、関係市町村など28団体の長が一体化に関し合意、基本協定が締結されました。

#### 【締結団体】

28団体 奈良県、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、 桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、宇陀市、 平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、磯城郡水道企業団、 奈良広域水質検査センター組合

#### 基本協定書(本文)

#### (統合の目的)

第1条 水需要の減少に伴う給水収益の減少、水道施設の老朽化による更新需要の増加、職員の減少による技術力の低下など関係団体が直面する課題に対応し、連携して広域で水道の老朽化対策等を通じた基盤強化を図ることにより、住民に対し安全で安心な水道水を将来にわたって持続的に供給することを統合の目的とする。

#### (統合の時期)

第2条 水道事業等の統合の時期は、令和7年4月1日とする(企業団の設立)

第3条 第1条の目的を達成するために、奈良県広域水道企業団(地方自 治法 (昭和22年法律第67号)第284条第2項の規定に基づく一部事務 組合。以下「企業団」という。)を設立する。

#### (基本的合意)

第4条 関係団体は、別途策定する「奈良県広域水道企業団基本計画」 の内容 に合意する。

#### (相互協力)

第5条 関係団体は、企業団が事業を経営する地域の健全な発展と水道 サービス の向上を図るため、常に相互協力を行うものとする。

#### (その他)

第6条 この基本協定に定めのない事項又は基本協定の内容に疑義が 生じたとき は、関係団体が協議して定めるものとする。

## <奈良県広域水道企業団基本計画(令和5年2月策定) 概要>

#### ●組織・業務運営

- ①企業団(一部事務組合) 【R6年度中に発足】
- ②事業統合 【R7年度から事業開始】
- ③企業団本部、広域水道センター、水質管理センター、浄水場及び事務所を設置。また、企業団議会、監査委員、運営協議会を設置 ※事務所は、企業団設立当初は構成団体の事務所とし、業務の標準化・効率化等を図りながら、R16年度までを目途に5エリア程度への集約化を目指す。
- ④職員の身分 ・当分の間、構成団体からの派遣(地方自治法上の派遣)により対応。順次、企業団への身分移管及び新規採用を実施 ・身分形態等の実情から必要な場合は企業団設立時に身分移管又は新規採用 ○職員の数 ・当初は構成団体における現行職員数と同程度を確保。順次業務効率化等を図り適正な規模を目指す。
- ⑤業務の標準化・システム化の推進 各種システムの統一化、営業業務の包括委託化、水 質管理の一元化 など 利用者サービス、業務効率化の向上を図る。

#### ●施設整備

将来にわたる安全・安心な水道水の持続的供給のため、以下の観点から施設整備を推進 ①水需要の将来見通しに応じた施設機能を確保できるよう、県域全体で施設を最適化・ 効率化

- ・将来の水需要に対応し、 13施設 → 8施設へ順次減少
- ・広域化に伴い必要となる市町村域を越えた 連絡管や送配水ポンプ・直結配水施設を新設
- ・老朽化が進む施設・管路について、計画的に更新整備・耐震化対策を実施
- ・ 国の交付金等の活用に配意しつつ、統合後の広域化施設整備計画を令和5年度中に整理
- ②施設の老朽化対策を計画的に推進
- ③災害・事故に対応したバックアップ機能を確保

#### ●財政運営

- ①5年ごとに総括原価方式により算定し、料金改定の要否を判断 ・料金体系は統合時に統一(基本)。ただし、体系の制度的変更により単独経営の場合に比べ 料金が上がる利用者が生じないよう経過措置を実施(具体は令和5年度中に整理)
- ②一定期間(最長30年間)、別の水準・体系の水道料金を設定。その後、料金を統一
- ③国の交付金 一体化後10年間(最長R16年度まで)に限り、広域化事業と運営基盤強化等事業に対し、事業費の1/3が交付される。
- ④ 県の財政支援、国の交付金と同額の財政支援を実施 (他府県に例の無い奈良県独自の水道広域化への支援措置)
- ⑤ 各団体(一般会計)繰出

- ・繰出基準の繰出対象経費のうち、本来一般行政の責任により負担すべき経費及び特定 の地域の事情により生じている経費は、各団体から繰出基準 額を企業団へ繰入しても らう
- ・繰出基準外で繰入されてきた経費は、経費発生の間、当該団体から企業団へ繰入して もらう

#### ⑥ 資産等の引継ぎ

- ・水道事業に伴い生み出された資産等(資産、資本、負債)は、企業団へ全て引き継ぐただし、水道事業の用に供していない固定資産で、水道事業以外の公用、公共用又は公益事業用に既に使用している、又は基本協定締結年度中に使用の予定が決まっているものは、企業団には引き継がない
- ・統合までに生じた累積欠損金は、当該団体において利益剰余金又は料金改定か一般会計繰入により解消しておく ただし、R4年度に基本協定を締結した市町村で、水道経営上の構造的要因により令和5・6年度に生じた累積欠損金(又はその回避のための借り入れ債務)企業団へ引き継ぐことができる

#### ⑦引継ぎ資金の配分のルール化

・構成団体が企業団へ引き継ぐ資金は各々の経営努力により生み出され、施設更新の準備金との側面があることを踏まえ、市町村間の公平感確保の観点から、その額の大きな団体域に優先投資が行えるよう引継ぎ資金の配分のルール化を図る

## 3 所感

今回、奈良県は、県域で水道事業一本化に向け議論を進めているということで訪問をさせていただきました。

本市においても水道事業については、料金の改定に基づく値上げ、また管路の老朽化に 対応する財政的支出など対面する課題も多いことから、その打開策として、全国に先駆け て、奈良県と市町村が共同で検討している県域水道一本化に向けた計画は、重要であると いう認識から、その内容等について研修をさせていただきました。

先に報告した通り、全国的にも近年の水道事業を取り巻く環境は、人口減少による料金収入の減少、さらに節水意識の向上等により水需要の減少へと大きく変化するとともに、高度成長期に急速に整備してきた水道施設や管路の老朽化、耐震化対策において状況は、本市も同じである。

奈良県水道局における奈良県営水道経営戦略において示されたビジョンでは、このような状況が進めば、将来にわたって安全・安心な水道水の供給を維持することは、個々の市町村が単独で対処していくには限界があり、また、思うように市町村合併が進まないこと

も、県域水道一本化に向けて判断した要因の一つであるとのことであった。そのためには、複数の市町村が連携して広域で対処することが重要であると決定づけた。

このことは、浄水場を2市に設置するより、有効な場所に2市をまたぎ設置することで 財政支出を軽減できると判断し、国からは、広域合併による事業一本化については、当面 の間財政支出の3分の1を補うなど様々なメリットがあるからである。

ただ、今回の広域一本化に向け、県内随一の奈良市が不参加に舵を切っているとのことでした。そのためには課題も多く、一つ一つ真摯に対応していく必要があると思いました。広域で連携する以上、優越が生じることは、仕方がないと思う。ただ、状況をしっかりと理解してもらうよう市民への働きかけ、困っている地域があれば協力して前に進んでいくような思いが沸き上がってほしいと願っています。



2023. 5. 11 小林秀徳

以上